

# 「指定共同生活援助サービス利用契約」

## 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいを説明するものです。

※ 当事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく指定共同生活援助サービスを提供します。  
当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

### ◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. 利用事業所	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	2
6. ご契約者が入院・外泊された場合の対応	7
7. 利用者の記録や情報の管理、開示	7
8. 損害賠償保険	7
9. 避難訓練等の実施	8
10. 虐待防止のための措置	8
11. 苦情の受付	8
12. 当事業所ご利用の際にご留意いただく事項	9

社会福祉法人 長崎県障害者福祉事業団

**共同生活援助事業所 みなみかぜ**

当事業所は長崎県の指定を受けています。

(長崎県指定 第 4220200952 号)

## 1. 施設経営法人

名 称	社会福祉法人 長崎県障害者福祉事業団
所在地	〒858-0926 長崎県佐世保市大潟町50番地1
電話番号	0956-59-5552
代表者氏名	理事長 吉村 勝彦
設立年月日	昭和48年12月25日

## 2. 利用事業所

施設の種類	指定施設・平成22年4月1日指定 長崎県 4220200952号
事業所の目的	共同生活を営むべき住居において行われる、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を行うことを目的とする。
事業所の名称	共同生活援助事業所 みなみかぜ
事業所の所在地	〒857-0027 長崎県佐世保市谷郷町4番14号
電話番号	0956-76-9140
管理者	西川 宏明
事業所の運営方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、共同生活住居において、食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を適切に行う。</li><li>・事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するものとする。</li><li>・利用者に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。</li></ul>
開設年月	平成22年4月1日
入所定員	9人

### 3. 居室の概要

#### (1) 居室の概要

居室	室数	員数	備考
個室	8室	8名	洋室 10,78㎡
個室	1室	1名	洋室 11,96㎡
合計	9室	9名	

#### (2) 居室以外の施設設備の概要

当施設では、居室以外に下記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらのご利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

施設設備の種類	備考	施設設備の種類	備考
トイレ		洗面所	
浴室		リビング	
キッチン			

#### (3) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、利用者の心身の状態により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ、決定するものとします。

### 4. 職員の配置状況

職種	常勤	非常勤
1. 管理者	1名	
2. 世話人	2名	1名
3. 生活支援員	2名	1名
4. サービス管理責任者	1名	

当施設では、利用者に対して指定共同生活介護サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金（契約書第3条、4条、5条参照）

#### (1) 「生活支援計画書」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「生活支援計画書」を定めて、サービスを提供します。「生活支援計画書」は、利用者の意向や心身の状態を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「生活支援計画書」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

## <サービスの区分及びサービスの内容>

### ①日常生活の支援

#### i 食事の提供

- ・ 栄養バランスや利用者の身体状態を考慮した食事の提供を行います。（させぼパレスホテルとの提携あり。）

#### ii 入浴

- ・ 事業所内に浴室を設置しておりますが、身体の状態によっては利用できない場合があります。利用者の身体の状態と希望等を伺った上、清潔保持のため清拭を行うなど、できる限りの対応をさせていただきます。また、ご希望により、生活介護事業所の入浴を併用してご利用いただくことができます。

#### iii 排泄

- ・ 利用者の心身の能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援とともに、適切な介護を行います。

#### iv 着脱衣

- ・ 利用者の心身の能力を最大限活用し、着脱衣の自立に向けた支援とともに、適切な介護を行います。

#### v 整容

- ・ 利用者の心身の能力を最大限活用し、歯磨きなどの自立に向けた支援とともに、適切な介護を行います。

#### vi 移動

- ・ 利用者の心身の能力を最大限活用し、移動の自立に向けた支援とともに、適切な介護を行います。

#### vii 移乗

- ・ 利用者の心身の能力を最大限活用し、移乗の自立に向けた支援とともに、適切な介護を行います。

#### viii その他

- ・ 日常生活全般の支援を行います。

### ②医療および健康管理

#### i 医療

利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において診察・治療を受けることができます。

協力医療機関 1	にじいろ診療所
協力医療機関 2	俵町浜野病院

## ii 服薬の支援

- ・ 医師の指示により投薬が開始された場合、ご自身で管理及び服薬が困難な利用者には適切な服薬介助を行います。

## ③社会的活動の支援

### i 日常生活指導

- ・ 地域において自立した社会生活を送るための技能の習得、機能の維持等を目指した指導を行います。

## ④相談援助

### i 日常生活

- ・ 日常生活のあらゆる場面の相談に、世話人、生活支援員及びサービス管理責任者がいつでも応じます。

## ・(2) 利用者料金（契約書第5条参照）

### ① 介護給付費等対象利用者負担額

上記サービス利用に対しては、②の実費負担額を除き、通常サービス料金の9割が介護給付費等の給付対象となります。事業者が、介護給付費等を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割を事業所にお支払いいただきます（定率負担）

個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

ただし、平成22年4月から低所得者（市町村民税非課税世帯）の障害者については、障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となります。

事業者が介護給付費等の代理受領を行わない場合（償還払い）は、市町が定める介護給付費基準額の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると、自立支援給付費が支給されます。

### ②サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費の対象ではありませんので、実費をいただきます。

i 食費                    ひと月   30,858円

（朝、500円   夕、500円）

※ 外泊、外出、日中障害福祉サービス利用等により、やむを得ず食事をキャンセルされる場合は、前日の午前中までに申し出ることとし、キャンセル分を差し引いた額を翌月に請求します。

- ※ 昼食は、前日の午前中までにお申し出いただければ、別途200円にて承ります。
- ※ 食事キャンセルは1週間で3回までとします。

ii 家賃                    ひと月 42,000円

(生活保護受給者は、37,600円)

- ※ 家賃については、平成23年10月1日より、グループホームの入居者に係る家賃の一部を補助するために、特定障害者特別給付費が支給されます。それに伴い、生活保護受給者・市町村民税非課税世帯の方は月額1万円(家賃の額が1万円に満たない場合、実際の家賃額)の補足給付費を差し引いた後の額を請求させていただきます。

iii 共益費                ひと月 13,000円

iv その他必要な費用

- ・ 利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。     例 被服費・日用品費代

v 預かり金管理費

- ・ 希望される方は、現金や預金通帳等を事業所に預けることができます(入院等による一時預かりも含む)。この場合、つくも苑預かり金等管理規程に準じてお預かりしますが、預かり金管理費として月額500円をご負担いただきます。

**【1日あたりサービス利用料金】**

下記の料金表によって、ご契約者の障害程度区分に応じたサービス利用料金から介護給付費等の給付額を除いた金額(利用者負担)と食事の提供等にかかる費用(実費負担額)の合計額をお支払いいただきます。

ただし、平成22年4月から低所得者(市町村民税非課税世帯)の障害者については、障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となります。

(利用者共通の料金)

	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
1. ご契約者の障害程度区分とサービス利用料金	2,110円	3,010円	3,680円	4,440円	5,550円
			(特例) 2,670円	(特例) 2,970円	(特例) 3,420円
4. 食事にかかる自己負担額	30,858円				
5. 共益費(光熱水費含む)にかかる自己負担額	13,000円				

※特例 居宅 身体介護サービス利用者

<利用者負担の減免について>

〔利用者負担に関する月額上限〕

- 1か月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯でサービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	9,300円～

(3)(1) 以外のサービス

下記のサービスについては、介護給付費等の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、実費相当額の料金をお支払いいただきます。

- ①特別なサービスの提供とこれに伴う費用
- ②介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記(2)の障害福祉サービスにかかる利用者負担金については、1か月ごとに計算し、請求しますので、現金でお支払いいただくことも可能です。

(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

### <振込口座>

親和銀行 浜田町支店 口座番号0094293 名義 社会福祉法人 長崎県障害者福祉事業団 理事長 吉村 勝彦
--

## 6. ご契約者が入院・外泊された場合の対応

当事業所をご利用中に、入院・外泊された場合の対応は以下の通りです。

なお、利用料金については、介護給付費等から給付される費用の一部をご負担いただくものです。(契約書第14条,15条参照)

### ①入院の場合

利用者が医療機関に入院した場合に、その翌日から退院日の前日までの間の利用料金は発生しません。ただし、事業所の従業者が、入院期間中に特別な支援を行った場合については、介護給付費等から給付される費用の一部をご負担いただきます。

### ②3か月以内の入院の場合

3か月以内に退院された場合には、退院後再び事業所を利用することができます。

### ③3か月以内の退院が見込まれない場合

入院して3か月以内の退院が見込まれない時には、契約を解除する場合があります。この場合には、当事業所を再び優先的に利用することはできません。ただし、事業所が特に認めた場合は、この限りではありません。

### ④外泊の場合

上記①入院の場合と、同様の取り扱いとなります。

## 7. 利用者の記録や情報の管理、開示（契約書第8条第6項参照）

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者のご負担となります。)

◇閲覧・複写ができる窓口業務時間 8:45~17:30

## ・ 8. 損害賠償保険への加入（契約書第9条参照）

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損保ジャパン
保険名	施設の損害補償
補償の概要	施設業務（サービス）はもとより、居宅支援事業などと併せ、医療行為も含め全ての業務が補償の対象となります。



・ 9. 避難訓練等の実施

火災避難、消火、通報訓練等を年2回実施します。

・ 10. 虐待防止のための措置

利用者の人権擁護、虐待防止のために責任者を配置しています。

サービス管理責任者 伊賀崎 喜子

なお、虐待防止にかかる職員研修を毎年実施致します。

・ 11. 苦情の受付（契約書第17条）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情解決責任者 氏名 西川 宏明

[共同生活援助事業所 みなみかぜ管理者]

○ 苦情受付窓口（担当者）

職名	氏名
サービス管理責任者	伊賀崎 喜子

なお、上記の担当者に限らず第三者委員へ直接苦情を申し出ることもできます。

○ 第三者委員

氏名 丸田 健 [佐世保市九十九地区福祉推進協議会常任理事]

住所：佐世保市船越町1064 電話：28-0502

神吉清久 [佐世保市福祉六団体連合会会長]

住所：佐世保市吉岡町56-23 電話：47-5791

またホームページ・インターネットメールでも受け付けております。

△ ホームページアドレス：<http://niji-iro.or.jp/>

△ メールアドレス：[y-igasaki@niji-iro.or.jp](mailto:y-igasaki@niji-iro.or.jp)

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：45～17：30

（2）行政機関・その他苦情受付機関

長崎県社会福祉協議会 （運営適正化委員会）	所在地 長崎県長崎市茂里町3-24 電話番号 095-842-6740 FAX 095-842-6410 受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00
--------------------------	---

## ・ 1 2. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

### (1) 自己責任の原則

- ・ 事業所のご利用に当たっては、原則自己責任となります。社会通念に基づき対応をお願い致します。

### (2) 外出・外泊

- ・ 外出・外泊の際は、事前に届け出てください。外出・外泊中に罹患したり怪我等を負ったりした場合は速やかにご連絡ください。
- ・ 門限は基本的に18：30とさせていただきます。外出等により遅くなられる場合は、事前に届け出てください。

### (3) 協力医療機関等

- ・ 協力医療機関並びに他の医療機関への受診及び入院については、ご家族の対応（終日付添）が必要となる場合があります。

### (4) 居室・設備・器具の使用

- ・ 事業所内の居室や設備・器具は、本来の用法に従ってご使用ください。
- ・ 故意または重大な過失により亡失、損傷された時は、その損害を弁償していただく場合があります。

### (5) 喫煙

- ・ 事業所内は禁煙です。喫煙は決められた場所をお願いします。

### (6) 飲酒

- ・ 飲酒は自己責任です。飲酒による体調不良や泥酔等によるトラブルがあった場合等は、以後の飲酒を制限もしくは禁止させていただく場合があります。

### (7) 貴重品の管理

- ・ 貴重品の破損・紛失については、責任を負いかねます。

### (8) 宗教活動・政治活動・営利活動

- ・ 利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動はできません。

(9) 動物飼育

- ・ 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はできません。

施行日 平成24年 1月25日  
施行日 平成26年 4月 1日  
施行日 平成26年 6月 1日  
施行日 平成27年 4月 1日  
施行日 平成28年 3月 1日  
施行日 平成28年 6月 1日

## 同意書

平成 年 月 日

指定共同生活援助サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 共同生活援助事業所 みなみかぜ

説明者 職名	氏名	印
--------	----	---

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定共同生活援助サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住所 〒	—	
	氏名		印
代理人	住所 〒	—	
	氏名	(続柄)	印
	連絡先		